記者発表資料

平成２２年５月２４日

国土交通省岩手河川国道事務所
国土交通省三陸国道事務所
岩手県タクシー協会

岩手県タクシー協会との協働により、道路の安全確保に努めます

～道路の異状通報による事故防止等の新たな取り組み～

公共事業予算削減が打ち出され、道路維持管理予算について縮減が求められています。

国土交通省では適切な維持管理、安全の確保に努めているところですが、直轄国道の維持管理について全国統一の管理基準を設け、それに基づき、今年の４月から「１日１回」だった道路パトロールを「２日１回」に半減し、そのほか道路清掃や除草の回数なども減らし、事業費の縮減に努めているところです。

道路パトロールの半減により道路上の落下物や処理の遅れが交通事故等を招かないように、タクシー会社等から「道路の異状通報」協力して頂く等の新たな取り組みに関して、国土交通省岩手河川国道事務所・三陸国道事務所と岩手県タクシー協会が**平成２２年５月２７日**に協定を締結することになりましたのでお知らせします。

岩手県タクシー協会は141社、加盟タクシー台数は約2,500台から構成されており、国土交通省が直轄国道において**県内全域**のタクシー会社と協働するのは東北では初めての試みです。

また、異状発見時に速やかに通報できるように、道路緊急ダイヤルの通報手順を記載した「緊急通報カード」をタクシードライバーに携帯していただけるよう、国道事務所から岩手県タクシー協会へカードの引き渡しを行います。

※今般試行する取り組みの概要とポイントについては、別添資料をご参照下さい。

【協定締結式】

１．日時　　平成２２年５月２７日（木）　１３時３０分から１４時３０分

２．会場　　岩手河川国道事務所　２階　大会議室
　　盛岡市上田四丁目２－２

お 願 い

道路を利用していて、通行に支障となる「道路の異状」にお気づきになりましたら、どなたでも『道路緊急ダイヤル』へご通報をお願いします。

（道路緊急ダイヤル　＃９９１０　フリーダイヤル）

※発表記者会：岩手県政記者クラブ

【問い合わせ先】

国土交通省　東北地方整備局　岩手河川国道事務所 道路管理第一課
　　課長　村上　光雄　　TEL 019-624-3289

国土交通省　東北地方整備局　三陸国道事務所 管理課
　　課長　東海林　寿　　TEL 0193-71-1717

岩手県タクシー協会
　　専務理事　佐藤　利樹　　TEL 019-638-1761

ロードレポーター協定締結式
（岩手県タクシー協会）

●日時：平成２２年５月２７日（木）１３時３０分～１４時３０分
●場所：岩手河川国道事務所　２階　大会議室

～　次　第　～

１．開会

２．概要説明
岩手河川国道事務所　道路管理第一課長

３．協定締結式

◆協定書署名及び交換
・岩手タクシー協会
・岩手河川国道事務所
・三陸国道事務所
◆緊急通報カード引き渡し
三陸国道事務所長（代表）→　岩手県タクシー協会　会長

４．緊急通報確認（デモンストレーション）
＃９９１０　→　道の相談室へ

５．あいさつ

岩手河川国道事務所長（代表）
岩手県タクシー協会　会長

６．閉会

岩手県タクシー協会との協働による道路の安全確保

●公共事業の縮減により道路パトロール頻度が半減します。
●道路異状の発見、処理の遅れは事故につながる恐れがあります。
●早期発見、早期処理につなげるために、タクシー側からの通報協力いただきます。

①今までは、1日1回道路パトロールをして
落下物などを処理してきました。

岩手河川国道事務所では、17．3件／日
三陸国道事務所では、11．4件／日



▲落下物（小石）



▲落下物（荷物）

②パトロールの回数が半減します。

今まで
1日1回

これから
2日1回

タクシー会社：社会貢献
国土交通省　：経費の節約

道路の異状を発見したら道路緊急ダイヤル#9910へ

走行中に道路の異状を見つけたら通報してください。道路管理者が処理します。

道路の異常を発見　　**緊急通報【#9910】**　　**道路管理者が対処**



連絡事項
（わかる範囲で）

いつ　どこで　なにが　どのように

通報先

- ● 道路緊急ダイヤル　　#9910（フリーダイヤル）
- ● 道の相談室　　0120－106－497（フリーダイヤル）
- ◆ 国土交通省　　岩手河川国道事務所　・三陸国道事務所

道路の異状を発見したらご一報ください

道路緊急ダイヤル

24時間受付



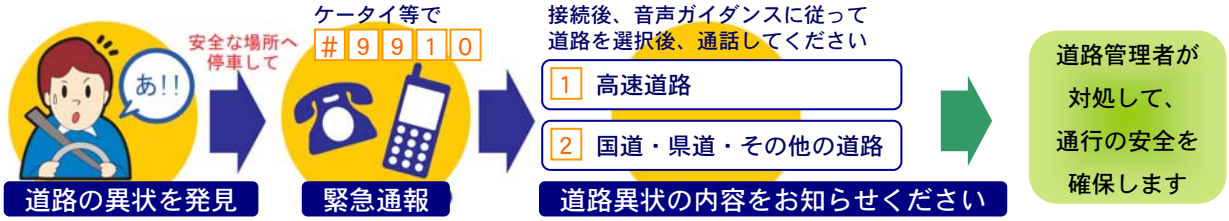
シャープ　キューキュートーバン

＃９９１０

24時間受付　通話料無料

道路緊急ダイヤルの特徴

○わかりやすい４桁の番号【＃９９１０】で、全国どこでも利用できます。
○通話料は無料です。
○２４時間受け付けます。
○道路管理者への取り次ぎは、音声ガイダンスにより行います。



通報の際は、①場所（距離標、周辺の施設名等）、②内容、③程度、④発見時刻を、分かる範囲でお知らせください。

※緊急通報は、東日本高速道路(株)又は国土交通省の国道事務所で受け付けます。
県や政令市が管理する国道（補助国道）、県道、市町村道の道路異状については、通報受付後、なるべく早く各道路管理者に連絡します。

※道路交通法により運転中の通話は禁止されています。安全な場所に停車してからおかけください。

●実施機関　：　国土交通省　東北地方整備局　岩手河川国道事務所　・　三陸国道事務所

緊急通報以外の道路相談は「道の相談室」へ

「道の相談室」０１２０－１０６－４９７（フリーダイヤル）

受付時間は平日８：３０～１７：１５です



フリーダイヤル **0120－106（ドーロ）－497（ヨクナレ）**





「道の相談室」は、道に関するあらゆる相談・意見・苦情・質問等を受け付ける総合的な道路相談窓口です。

●受付時間は平日８：３０～１７：１５です。

●実施機関　：　国土交通省　東北地方整備局　岩手河川国道事務所　・　三陸国道事務所

道路異状の緊急通報は「道路緊急ダイヤル」へ

「道路緊急ダイヤル」＃９９１０（通話料無料）

２４時間受け付けています